

9/11 東京

要介護者も保険外し

厚労省 国会に諮らず「省令改正」

小池書記局長

聞き取り判明

要介護者が介護保険サービスを受ける権利を奪が
いかない制度改変が、国会審議の必要がない「厚生労働省令改正」で実施されようとしていることが田中、明らかになりました。

「省令改正」で狙われます。

いのは、現在要支援者だけに市町村が実施している「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象を、要介護者まで拡大すること。実行されれば、要介護者も「自治体の判断」で、「ヘルプ（生活援助）やデイサービスなどの保険給付をやめ、サービスの基準を緩めた「緩和サービス」や、専門の介護職によらない「住民主体の支援」などへ置き換えることになります。

同省は、サービス変更是、「本人の希望」が前提となるが、2014年の法改正で保険給付から総合事業にサービスが置き換えられますが、2014年の法改正がさるなる改悪の突破になりかねないと指摘。要介護者の受給権にかかる要支援者のなかでは、自治体が「本人の同意」を強引にとりつけ、サービスを後退させる事態が各地で起っています。

小池氏は同省への聞き取り担当者は、「対象は要介護1から5の全体」と明言。「改正案」を23日まで意見公募にかけ、実行に移す方針です。

小池氏は同省への聞き取り担当者は、「対象は要介護1から5の全体」と明言。「改正案」を23日まで意見公募にかけ、実行に移す方針です。

りで、財務省の財政制度等で、審議会などで社会保障費抑制のため要介護者の生活援助を保険給付からの総合事業に移す提言がたびたび出されています。今回の「省令改正」がさるなる改悪の突破になりかねないと指摘。要介護者の受給権にかかる要支援者のなかでは、自治体が「本人の同意」を強引にとりつけ、サービスを後退させる事態が各地で起っています。

いといたん止めて、国会に諮るべきだ」と求めました。